

保険の考え方を改めてみましょう(心の対策)

日ごろの、そして、これからの「感謝の気持ち」を込めて、たとえば、同居している長男のお嫁さんを生命保険に入れてあげれば、言葉で表わすより何倍も素敵なプレゼントになります。



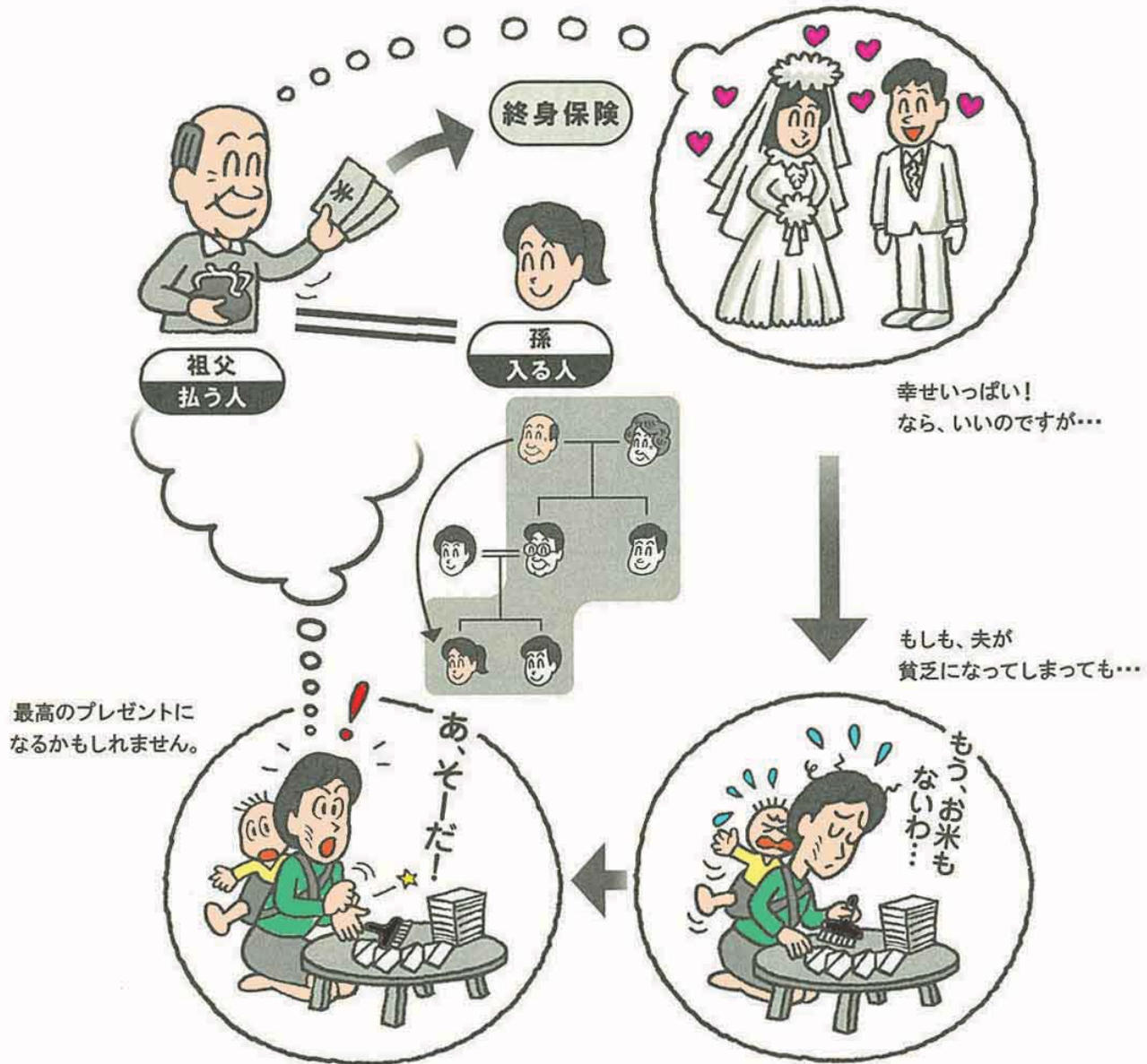
相続対策における生命保険の活用は、なにも納税財源を準備したり、相続税額を下げるためだけでなく、日々の生活を安定した豊かなものにするためにも活躍します。

たとえば、商店や農家の長男のお嫁さんは、ご両親のお世話という大きな仕事がありますが、お嫁さんご本人の健康が大前提となります。お嫁さんの心の中には「万が一自分が先に寝込んでしまったら」という不安があるかもしれません。こんなことに備えるために、おじいちゃんが保険料を払う人になって、お嫁さんが保険に入る人になれば、万が一入院するような事態になっても、保険会社から入院給付金が支給されます。そのお金を使って新たにヘルパーさんを頼むなど、とりあえず当座の心配は小さくなります。



子供のお嫁さんは相続人ではありませんが、おじいちゃん、おばあちゃんが日ごろの感謝を込めて「女性に手厚い生命保険」や「医療保険」に入れてあげるなんて、ちょっと素敵なプレゼントになると思いませんか。[→課税関係については120頁へ]

高齢だから必要ない！ ではなく、生命保険をプレゼントとして考えましょう。たとえば、孫娘を終身保険に入れてあげて、持参金代わりに持たせてやるのです。



生命保険に入るのは若い子供やお孫ちゃん、保険料を払うのがおじいちゃんということなら、ご自身の年齢は関係ありません。おじいちゃんのお金で孫娘の持参金を用意しておくなんて、素敵なプレゼントだと思いませんか？あ、このフレーズ、長男のお嫁さんのところでも使いましたね。お嫁さんと孫娘とでは、込める気持ちが少し違うかもしれませんが、生命保険の活用法としては同じです。

この時、「払う人」おじいちゃん、「入る人」孫、「もらう人」孫なら、年間110万円以内の保険料の贈与であれば、贈与税は課税されません。